

# 平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成26年度12月度月次速報版）

平成27年1月20日  
証券・金融商品あっせん相談センター

| 区分   | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 前年度<br>同月比 | 当年度<br>(4～12月)<br>累 計 | 前年度<br>(4～12月)<br>累 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------------|-----------------------|-----------------------|
| 相 談  | 594 | 433 | 445 | 528 | 481 | 574 | +19%       | 5,254                 | 3,920                 |
| 苦 情  | 37  | 34  | 52  | 46  | 37  | 65  | +76%       | 421                   | 660                   |
| あっせん | 10  | 8   | 5   | 7   | 8   | 4   | ▲50%       | 67                    | 104                   |

## 【コメント】

- 平成26年12月中の受付件数 … 前月比で「相談」が93件増、「苦情」が28件増、「あっせん」が4件減
- 内容別の内訳 … 「相談」では「取引制度に関する相談」が最も多い(269件(構成比46.9%))  
「苦情」では「勧誘に関する苦情」が最も多い(29件(構成比44.6%))  
「あっせん」は、4件全て「勧誘に関する紛争」であった
- 商品別の内訳 … 「相談」「苦情」「あっせん」を通して、「株式」が最も多い(全体の54.0%)  
次いで、「投信」(全体の20.4%)、「債券」(全体の9.8%)の順

# 平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成26年12月度月次速報版）

平成27年1月20日  
証券・金融商品あっせん相談センター

## 1. 月次処理状況

（単位：件）

| 区分・内容 / 月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 26年度<br>下期累計 | 上期月平均<br>(累計／月数) |
|------------|-----|-----|-----|----|----|----|--------------|------------------|
| 相 談        | 528 | 481 | 574 | 0  | 0  | 0  | 1,583        | 263.8            |
| 取引制度に関する相談 | 251 | 239 | 269 |    |    |    | 759          | 253.0            |
| 勧誘に関する相談   | 48  | 36  | 47  |    |    |    | 131          | 43.7             |
| 売買取引に関する相談 | 85  | 85  | 105 |    |    |    | 275          | 91.7             |
| 事務処理に関する相談 | 102 | 82  | 117 |    |    |    | 301          | 100.3            |
| その他の相談     | 42  | 39  | 36  |    |    |    | 117          | 39.0             |
| 苦 情        | 46  | 37  | 65  | 0  | 0  | 0  | 148          | 24.7             |
| 勧誘に関する苦情   | 20  | 11  | 29  |    |    |    | 60           | 20.0             |
| 売買取引に関する苦情 | 18  | 8   | 16  |    |    |    | 42           | 14.0             |
| 事務処理に関する苦情 | 5   | 15  | 15  |    |    |    | 35           | 11.7             |
| その他の苦情     | 3   | 3   | 5   |    |    |    | 11           | 3.7              |
| あっせん       | 7   | 8   | 4   | 0  | 0  | 0  | 19           | 3.2              |
| 勧誘に関する紛争   | 6   | 4   | 4   |    |    |    | 14           | 4.7              |
| 売買取引に関する紛争 | 1   | 3   | 0   |    |    |    | 4            | 1.3              |
| 事務処理に関する紛争 | 0   | 0   | 0   |    |    |    | 0            | 0.0              |
| その他の紛争     | 0   | 1   | 0   |    |    |    | 1            | 0.3              |

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

## 【参考 1】 26年度上半期の月別状況

（単位：件）

| 区分・内容 / 月  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 26年度<br>上期累計 | 上期月平均<br>(累計／月数) |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------------|------------------|
| 相 談        | 787 | 687 | 725 | 594 | 433 | 445 | 3,671        | 611.8            |
| 取引制度に関する相談 | 390 | 326 | 377 | 274 | 242 | 231 | 1,840        | 306.7            |
| 勧誘に関する相談   | 79  | 56  | 42  | 45  | 30  | 29  | 281          | 46.8             |
| 売買取引に関する相談 | 118 | 119 | 125 | 112 | 61  | 69  | 604          | 100.7            |
| 事務処理に関する相談 | 134 | 133 | 127 | 129 | 72  | 83  | 678          | 113.0            |
| その他の相談     | 66  | 53  | 54  | 34  | 28  | 33  | 268          | 44.7             |
| 苦 情        | 43  | 53  | 54  | 37  | 34  | 52  | 273          | 45.5             |
| 勧誘に関する苦情   | 18  | 14  | 19  | 15  | 14  | 19  | 99           | 16.5             |
| 売買取引に関する苦情 | 15  | 29  | 21  | 11  | 11  | 14  | 101          | 16.8             |
| 事務処理に関する苦情 | 7   | 7   | 11  | 7   | 6   | 11  | 49           | 8.2              |
| その他の苦情     | 3   | 3   | 3   | 4   | 3   | 8   | 24           | 4.0              |
| あっせん       | 9   | 11  | 5   | 10  | 8   | 5   | 48           | 8.0              |
| 勧誘に関する紛争   | 8   | 11  | 5   | 8   | 5   | 4   | 41           | 6.8              |
| 売買取引に関する紛争 | 1   | 0   | 0   | 2   | 3   | 1   | 7            | 1.2              |
| 事務処理に関する紛争 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0            | 0.0              |
| その他の紛争     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0            | 0.0              |

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

|            | 25年度<br>累計 | 24年度<br>累計 | 23年度<br>累計 |
|------------|------------|------------|------------|
| 相 談        | 5,161      | 4,496      | 4,358      |
| 取引制度に関する相談 | 2,147      | 1,351      | 1,309      |
| 勧誘に関する相談   | 766        | 1,387      | 1,365      |
| 売買取引に関する相談 | 1,084      | 767        | 802        |
| 事務処理に関する相談 | 601        | 465        | 388        |
| その他の相談     | 563        | 526        | 494        |
| 苦 情        | 842        | 904        | 1,205      |
| 勧誘に関する苦情   | 294        | 470        | 692        |
| 売買取引に関する苦情 | 351        | 240        | 286        |
| 事務処理に関する苦情 | 135        | 112        | 134        |
| その他の苦情     | 62         | 82         | 93         |
| あっせん       | 128        | 208        | 308        |
| 勧誘に関する紛争   | 87         | 176        | 267        |
| 売買取引に関する紛争 | 35         | 26         | 35         |
| 事務処理に関する紛争 | 3          | 6          | 6          |
| その他の紛争     | 3          | 0          | 0          |

(単位:件)

| 25年度<br>月平均 | 24年度<br>月平均 | 23年度<br>月平均 |
|-------------|-------------|-------------|
| 430.1       | 363.2       | 341.6       |
| 178.9       | 109.1       | 123.9       |
| 63.8        | 113.8       | 81.2        |
| 90.3        | 66.8        | 47.3        |
| 50.1        | 32.3        | 37.8        |
| 46.9        | 41.2        | 51.4        |
| 70.2        | 100.4       | 84.1        |
| 24.5        | 57.7        | 41.5        |
| 29.3        | 23.8        | 21.4        |
| 11.3        | 11.2        | 11.8        |
| 5.2         | 7.8         | 9.4         |
| 10.7        | 25.7        | 19.9        |
| 7.3         | 22.3        | 15.3        |
| 2.9         | 2.9         | 3.9         |
| 0.3         | 0.5         | 0.3         |
| 0.3         | 0.0         | 0.4         |

## 2. 商品別処理状況(26年12月度速報版)

(単位:件)

| 区分・内容 / 商品別 | 株式  | 債券 | 投資<br>信託 | 有価証券<br>デリバ | CFD | その他<br>デリバ | その他 | 12月度<br>合計 |
|-------------|-----|----|----------|-------------|-----|------------|-----|------------|
| 相 談         | 318 | 49 | 110      | 5           | 1   | 1          | 90  | 574        |
| 取引制度に関する相談  | 151 | 19 | 55       | 1           | 0   | 0          | 43  | 269        |
| 勧誘に関する相談    | 16  | 11 | 16       | 2           | 1   | 1          | 0   | 47         |
| 売買取引に関する相談  | 67  | 10 | 23       | 1           | 0   | 0          | 4   | 105        |
| 事務処理に関する相談  | 64  | 6  | 11       | 1           | 0   | 0          | 35  | 117        |
| その他の相談      | 20  | 3  | 5        | 0           | 0   | 0          | 8   | 36         |
| 苦 情         | 26  | 14 | 21       | 3           | 0   | 0          | 1   | 65         |
| 勧誘に関する苦情    | 9   | 7  | 11       | 2           | 0   | 0          | 0   | 29         |
| 売買取引に関する苦情  | 8   | 3  | 4        | 1           | 0   | 0          | 0   | 16         |
| 事務処理に関する苦情  | 7   | 3  | 4        | 0           | 0   | 0          | 1   | 15         |
| その他の苦情      | 2   | 1  | 2        | 0           | 0   | 0          | 0   | 5          |
| あっせん        | 3   | 0  | 0        | 0           | 1   | 0          | 0   | 4          |
| 勧誘に関する紛争    | 3   | 0  | 0        | 0           | 1   | 0          | 0   | 4          |
| 売買取引に関する紛争  | 0   | 0  | 0        | 0           | 0   | 0          | 0   | 0          |
| 事務処理に関する紛争  | 0   | 0  | 0        | 0           | 0   | 0          | 0   | 0          |
| その他の紛争      | 0   | 0  | 0        | 0           | 0   | 0          | 0   | 0          |

(注) FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

## 【参考】平成26年度(平成26年4月～26年12月)の状況

(単位:件)

|            | 株式    | 債券  | 投資<br>信託 | 有価証券<br>デリバ | CFD | その他<br>デリバ | その他   | 合 計   |
|------------|-------|-----|----------|-------------|-----|------------|-------|-------|
| 相 談        | 2,346 | 468 | 1,129    | 26          | 15  | 5          | 1,265 | 5,254 |
| 取引制度に関する相談 | 1,043 | 198 | 570      | 10          | 5   | 3          | 769   | 2,598 |
| 勧誘に関する相談   | 135   | 95  | 161      | 4           | 5   | 2          | 9     | 411   |
| 売買取引に関する相談 | 521   | 103 | 208      | 9           | 4   | 0          | 35    | 880   |
| 事務処理に関する相談 | 496   | 36  | 114      | 2           | 0   | 0          | 332   | 980   |
| その他の相談     | 151   | 36  | 76       | 1           | 1   | 0          | 120   | 385   |
| 苦 情        | 199   | 83  | 107      | 10          | 8   | 1          | 13    | 421   |
| 勧誘に関する苦情   | 51    | 52  | 47       | 4           | 4   | 1          | 1     | 160   |
| 売買取引に関する苦情 | 81    | 14  | 41       | 4           | 3   | 0          | 0     | 143   |
| 事務処理に関する苦情 | 49    | 13  | 11       | 1           | 1   | 0          | 8     | 83    |
| その他の苦情     | 18    | 4   | 8        | 1           | 0   | 0          | 4     | 35    |
| あっせん       | 31    | 20  | 11       | 0           | 3   | 1          | 1     | 67    |
| 勧誘に関する紛争   | 23    | 17  | 11       | 0           | 3   | 1          | 0     | 55    |
| 売買取引に関する紛争 | 8     | 3   | 0        | 0           | 0   | 0          | 0     | 11    |
| 事務処理に関する紛争 | 0     | 0   | 0        | 0           | 0   | 0          | 0     | 0     |
| その他の紛争     | 0     | 0   | 0        | 0           | 0   | 0          | 1     | 1     |

## 「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成26年12月）について

平成27年1月21日

日本証券業協会

### 【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないよう厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

### 1. 平成26年12月中に受理した通報の概要

#### (1) 通報件数

○ 【図表1】のとおり、平成26年12月中に受理した全通報件数は119件。

1営業日当たりの平均通報件数は約6件。12月は通報件数が200件を下回ったものの、依然として注意が必要です<sup>1</sup>。

#### (2) 購入・取引を勧誘された商品

① 【図表1】のとおり、平成26年12月中において最も多かったのは、「その他」の67件（56.3%）<sup>2</sup>。

② 「その他」は、例えば、被害者を投資話に絡んだ犯罪やトラブルの当事者に仕立て上げ、その解決のための金銭を要求するもの。手口は時々刻々と変化し、多様化。

③ 安易に相手の言うことを信用せず、支払いをする前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

#### (3) 被害の金額

① 全通報件数119件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは13件（10.9%）。

② 被害の金額は、合計で約1億4635万円。

③ 【図表2】のとおり、商品別の被害総額で最も大きかったのは、「その他」の8020万円（55.2%）<sup>3</sup>。

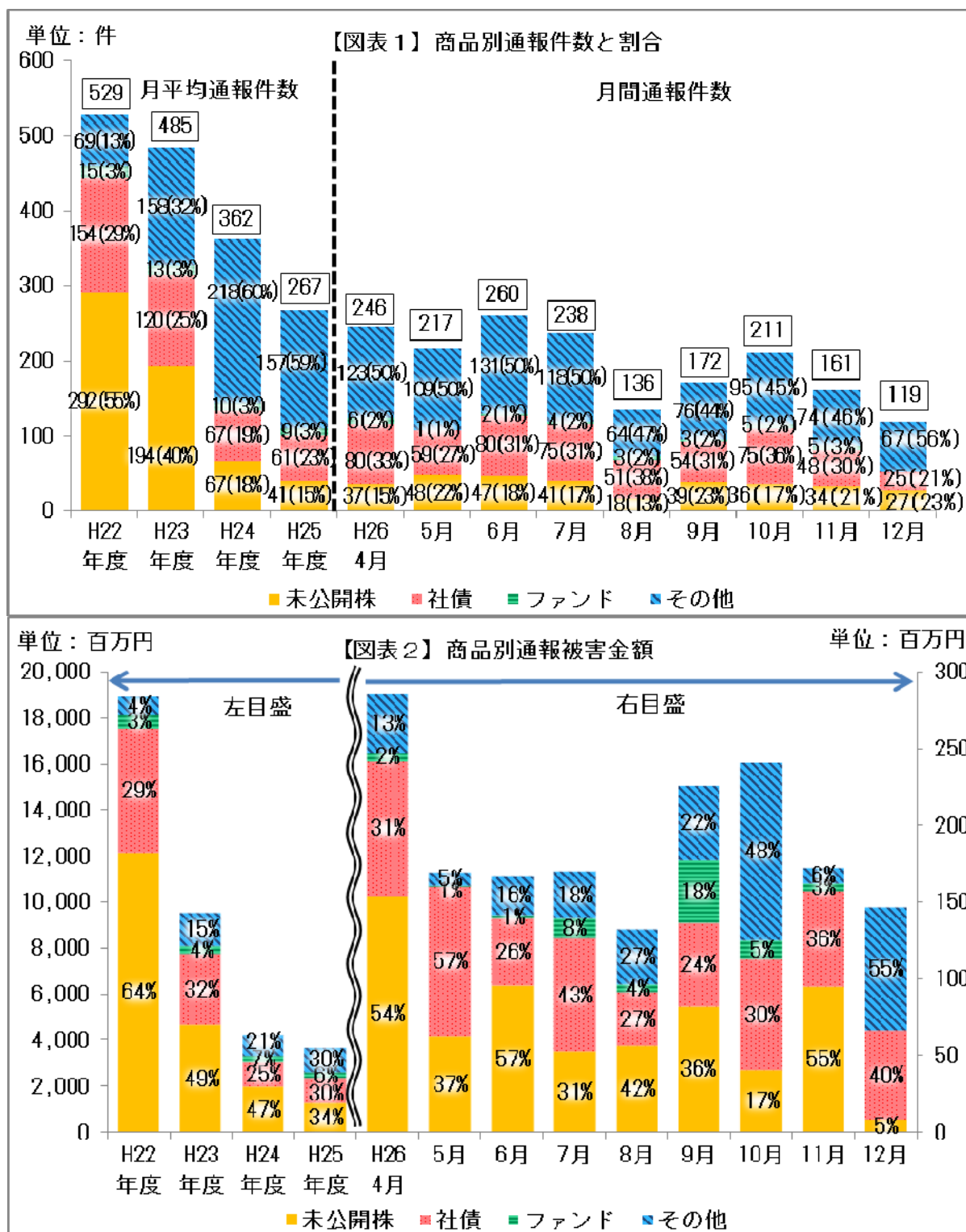
④ 被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均被害金額は約1126万円。

<sup>1</sup> 去る平成26年12月22日、警察庁では、「平成26年11月の特殊詐欺認知・検挙状況等について」を公表しています（[http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi\\_toukei.pdf](http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi_toukei.pdf)）。ここでは、平成26年1月～11月における特殊詐欺全体の被害総額が約499億円（前年同期比16.6%増）となり、このうち未公開株等詐欺を含む金融商品等取引名目の被害総額が約115億円（同26.0%減）であったことが紹介されています。

<sup>2</sup> 「その他」67件のうち、36件（53.7%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

<sup>3</sup> 「その他」8020万円のうち、6020万円（75.1%）は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

- ⑤ 最大の被害金額は6000万円（保有する未公開株の買取りを持ち掛けられ、買取りの条件として新たな未公開株の購入を求められたため、応じてしまったとの通報）。
- ⑥ 被害金額の合計は時期によって大きく変化しますが、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりありません。
- ⑦ 万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支うことには十分慎重になるべきです。



#### (4) 勧誘・詐取の手段

- ① 勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接対面しない形での勧誘がほとんど。
- ② 実際にお金を支払ってしまう場面で多いのが、現金の直接手渡し（自宅又は街頭の待合せ）や送付（郵便、宅配便）。
- ③ お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

#### (5) 通報者の属性

- ① 通報者の年齢で分類すると、60歳以上が約84.2%。そのうち一人暮らしは約31.6%。
- ② 通報者の居住地で分類すると、東京・大阪・愛知やその近郊が上位（別紙参照）、今月は東京都からの通報が最多。
- ③ 大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていると推測されます。
- ④ 一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうと言われています。
- ⑤ お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うことが重要です。
- ⑥ 万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談を。

## 2. 最近の手口

最近「未公開株通報専用コールセンター」に寄せられている通報に見られる手口をご紹介します。

ある日、証券会社を名乗る者から「〇〇社が社債を発行することとなり、行政当局が発表している「購入権当選リスト」にあなたの名前が載っている。購入する気はないか。」と社債の購入を持ち掛けられた。

これに対して通報者が「興味がないので、リストから名前を削除してほしい。」と伝え、「リストから削除するためにはあなたの名義で社債を購入する必要がある。購入代金は当社が支払う。」と名義貸しを求められた。

- これは「名義貸し」を切り口とした「劇場型」の手口であり、業者の話を鵜呑みにして、名義貸しをしてしまうと、後日、行政当局を名乗る者から「あなたは名義貸しを行った。名義貸しは犯罪である。」とトラブルの当事者に仕立て上げられ、弁護士を名乗る別の相手から解決のためのお金を要求されるケースが多く見受けられます。
- このような手口では、行政当局が発表しているという「購入権当選リスト」は実在せず、名義貸しを求めてきた業者を名乗る者と名義貸しを行ったとして連絡をしてきた行政当局を名乗る者、その後、解決策を提案してきた弁護士を名乗る者は裏でつながっているものと思われます。<sup>4</sup>
- また、業者を名乗る者が名義貸しを求めるときは、金銭を要求せず、中には「応じてくれたら、商品券を送る。」など、名義貸しのお礼を持ち掛けるケースもありますが、安易に話に応じないようにしましょう。
- 名義貸しを求められてもきっぱり断ること、そして、仮に名義貸しを行ったとしてトラブルの当事者に仕立て上げられたとしても、動揺せず、冷静に対応することが被害防止に大切です。
- こうした話を持ち掛けられた場合、送金などは一切せず、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにしてください。<sup>5</sup>

<sup>4</sup>金融庁においても同様の注意喚起を行っています。「詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！」  
(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/attention.html>)

<sup>5</sup>詳しくは、本協会ホームページ「“必ずもうかる”詐欺、こんなところにご用心！」  
([http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearnts01/mikoukai/moukaru\\_teguchi.html](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearnts01/mikoukai/moukaru_teguchi.html))



### 3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供<sup>6</sup>、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

また、近年は、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行っているほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けています。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者<sup>7</sup>や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。<sup>8</sup>

<sup>6</sup> [http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/index.html](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html)

<sup>7</sup> 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

<sup>8</sup> 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

[http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv\\_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf](http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf)

#### 4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書<sup>9</sup>では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成26年9月までの4年半の間に約2万1千件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の实態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

#### ○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 (電話：03-3667-8647)

<sup>9</sup> <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

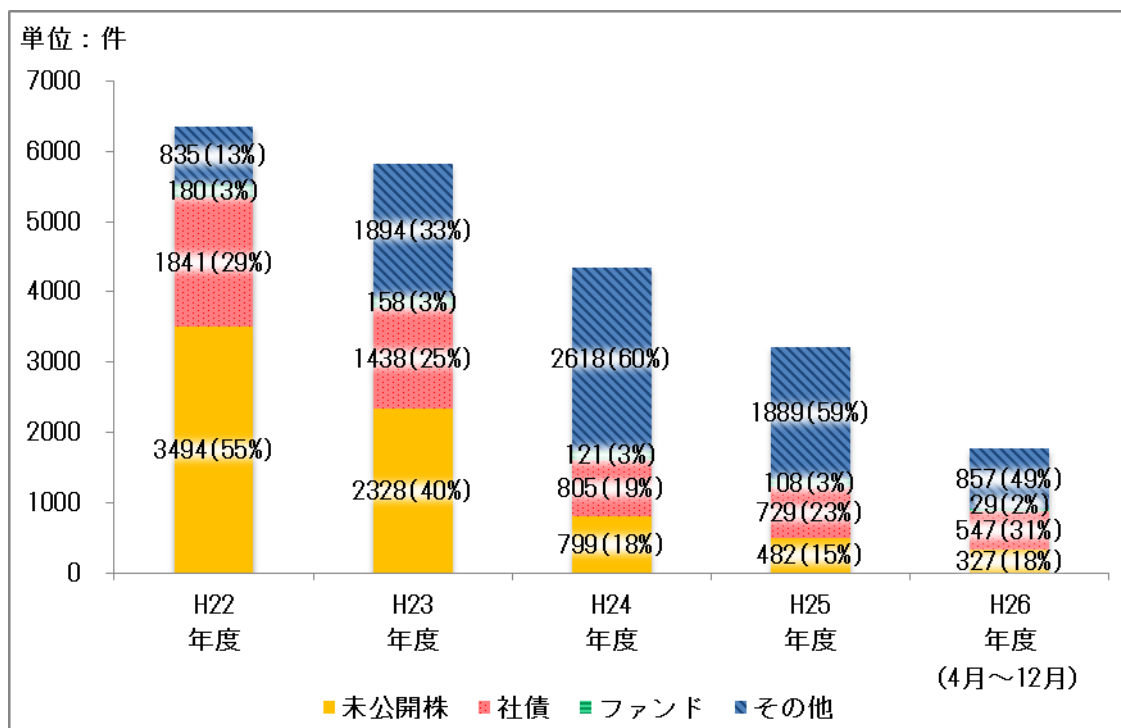
総通報件数 119 件 (平成 26 年 12 月)

| 通報者の居住地 | 通報件数 (件) | 割合 (%) | 通報者の居住地 | 通報件数 (件) | 割合 (%) |
|---------|----------|--------|---------|----------|--------|
| 北海道     | 2        | 1.68   | 滋賀県     | 2        | 1.68   |
| 青森県     | 0        | 0.00   | 京都府     | 2        | 1.68   |
| 岩手県     | 0        | 0.00   | 大阪府     | 7        | 5.88   |
| 宮城県     | 1        | 0.84   | 兵庫県     | 7        | 5.88   |
| 秋田県     | 0        | 0.00   | 奈良県     | 2        | 1.68   |
| 山形県     | 2        | 1.68   | 和歌山県    | 2        | 1.68   |
| 福島県     | 0        | 0.00   | 鳥取県     | 0        | 0.00   |
| 茨城県     | 4        | 3.36   | 島根県     | 1        | 0.84   |
| 栃木県     | 2        | 1.68   | 岡山県     | 1        | 0.84   |
| 群馬県     | 5        | 4.20   | 広島県     | 6        | 5.04   |
| 埼玉県     | 4        | 3.36   | 山口県     | 1        | 0.84   |
| 千葉県     | 4        | 3.36   | 徳島県     | 0        | 0.00   |
| 東京都     | 18       | 15.13  | 香川県     | 6        | 5.04   |
| 神奈川県    | 10       | 8.40   | 愛媛県     | 1        | 0.84   |
| 新潟県     | 3        | 2.52   | 高知県     | 0        | 0.00   |
| 富山県     | 0        | 0.00   | 福岡県     | 3        | 2.52   |
| 石川県     | 1        | 0.84   | 佐賀県     | 0        | 0.00   |
| 福井県     | 0        | 0.00   | 長崎県     | 0        | 0.00   |
| 山梨県     | 1        | 0.84   | 熊本県     | 1        | 0.84   |
| 長野県     | 2        | 1.68   | 大分県     | 0        | 0.00   |
| 岐阜県     | 1        | 0.84   | 宮崎県     | 0        | 0.00   |
| 静岡県     | 4        | 3.36   | 鹿児島県    | 0        | 0.00   |
| 愛知県     | 11       | 9.24   | 沖縄県     | 1        | 0.84   |
| 三重県     | 1        | 0.84   | 不明      | 0        | 0.00   |

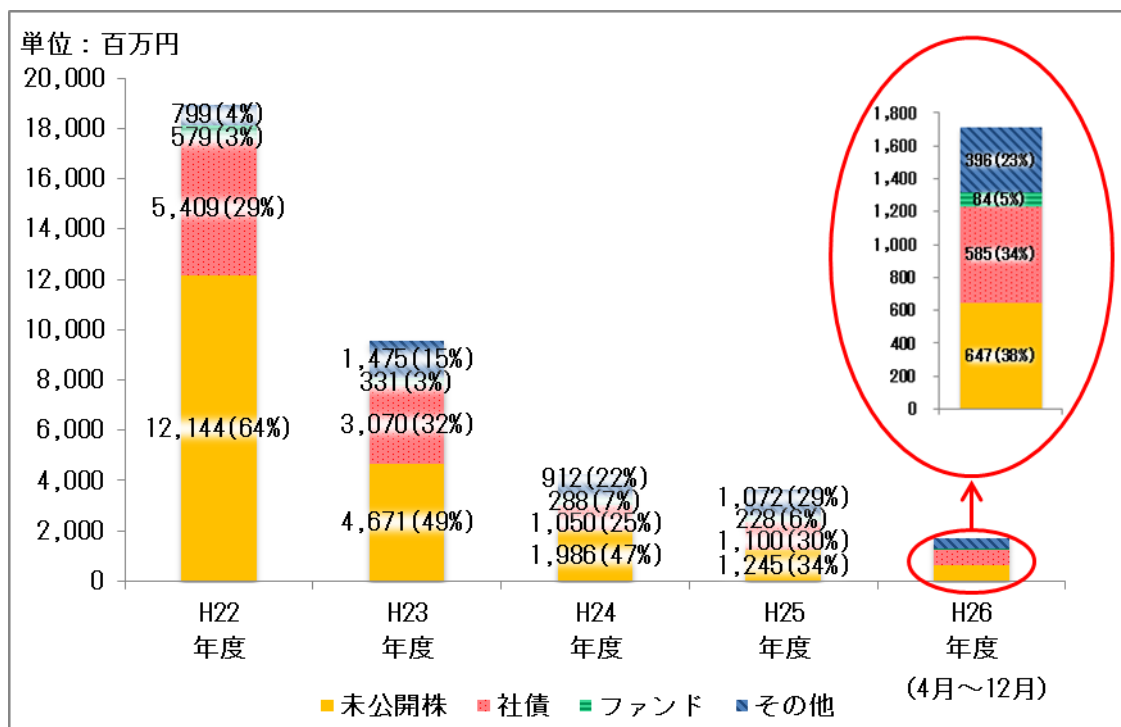
「未公開株通報専用コールセンター」通報状況  
(平成22年4月~平成26年12月)について

総通報件数：21479件 被害総額：380億7043万円

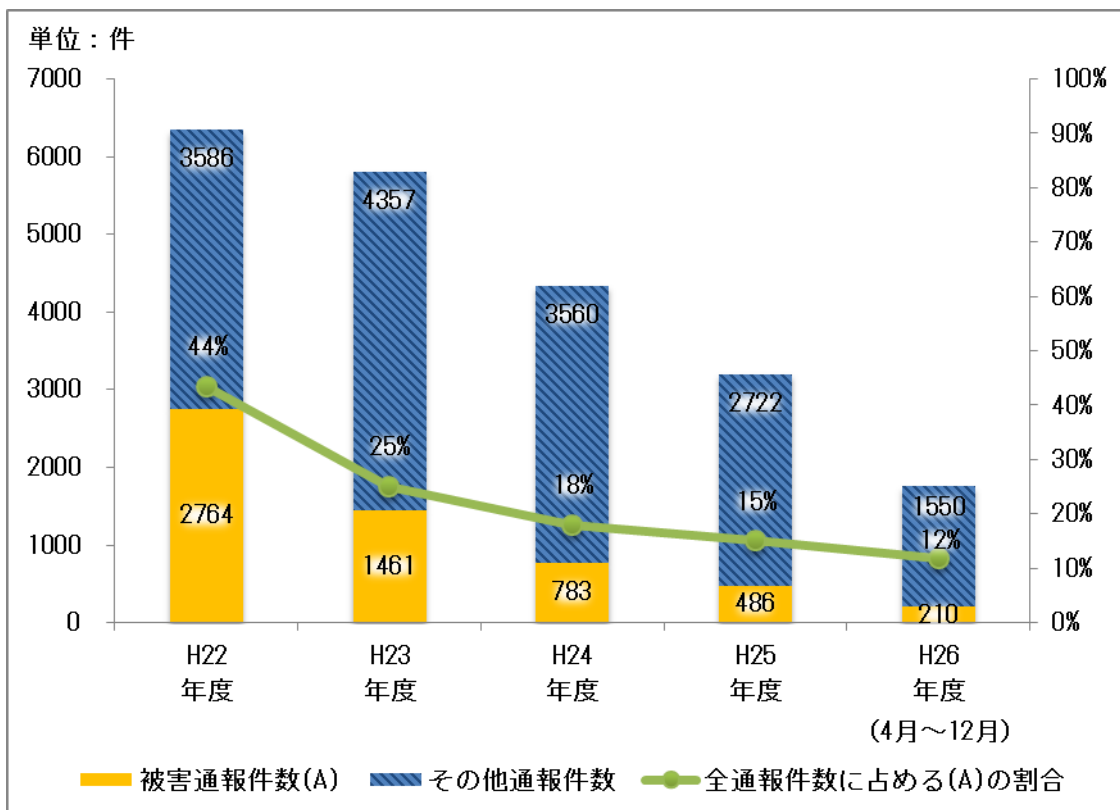
1. 有価証券別通報件数 (平成22年4月~平成26年12月)



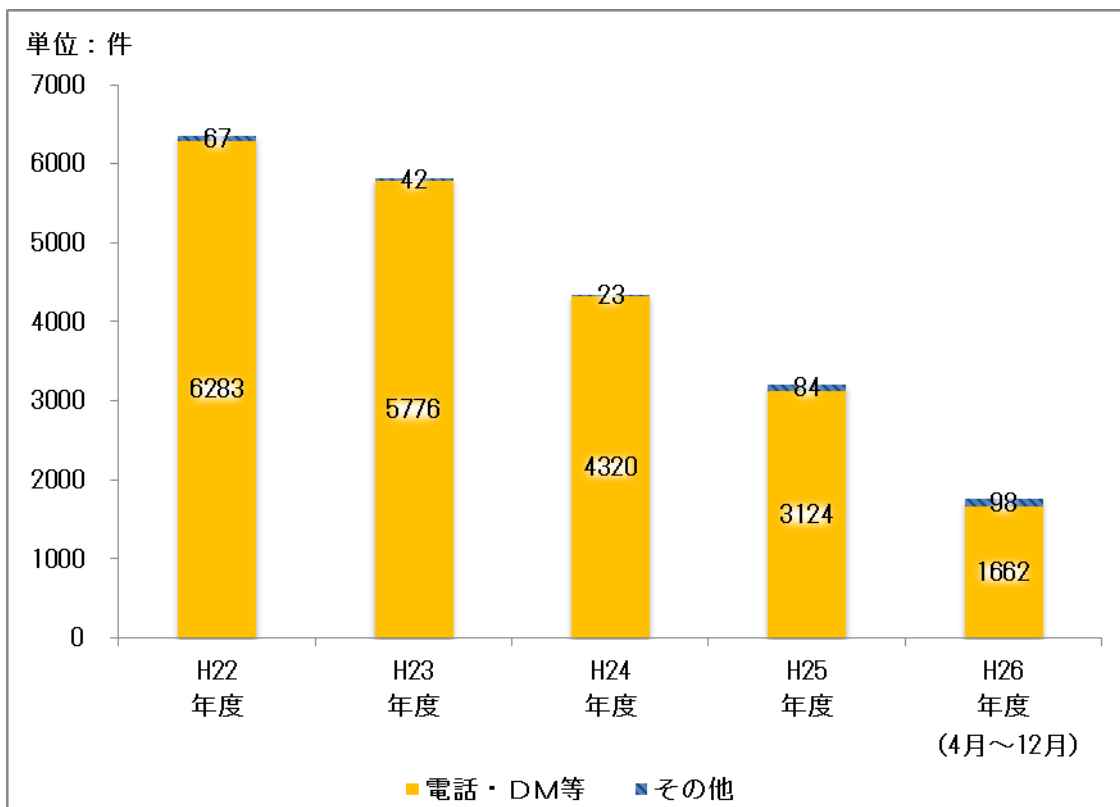
2. 有価証券別被害金額 (平成22年4月~平成26年12月)



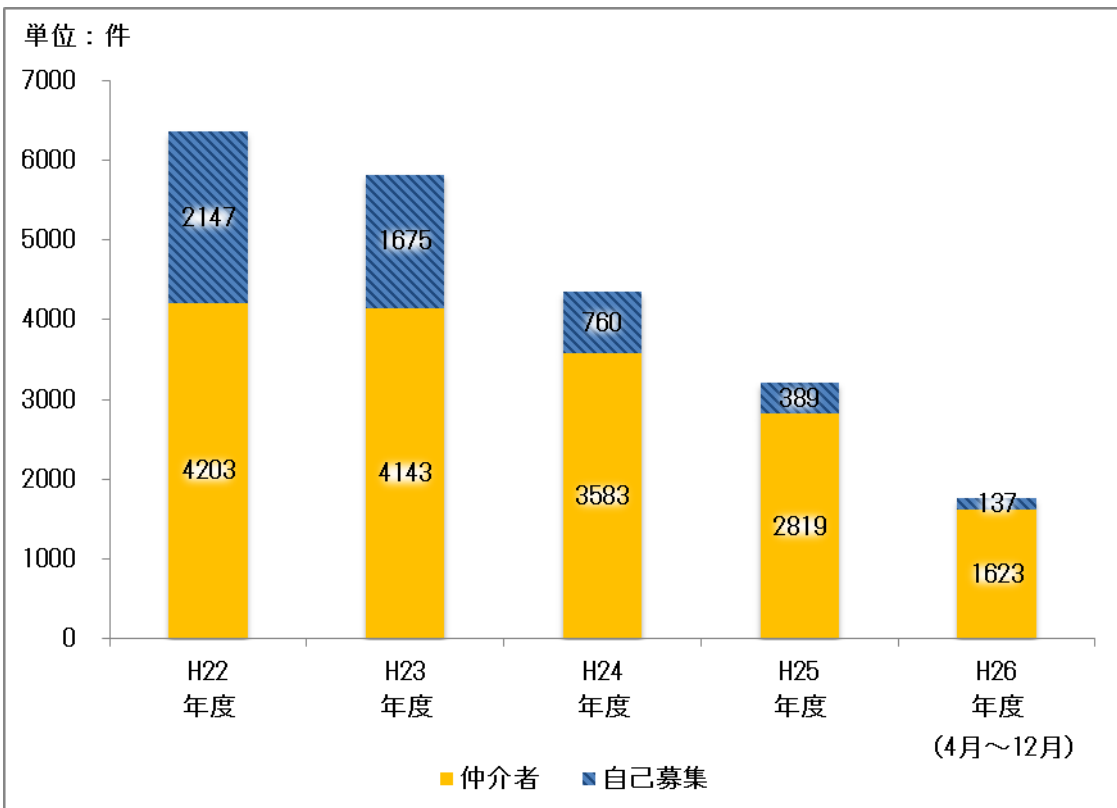
### 3. 全通報件数に占める被害通報件数（平成22年4月～平成26年12月）



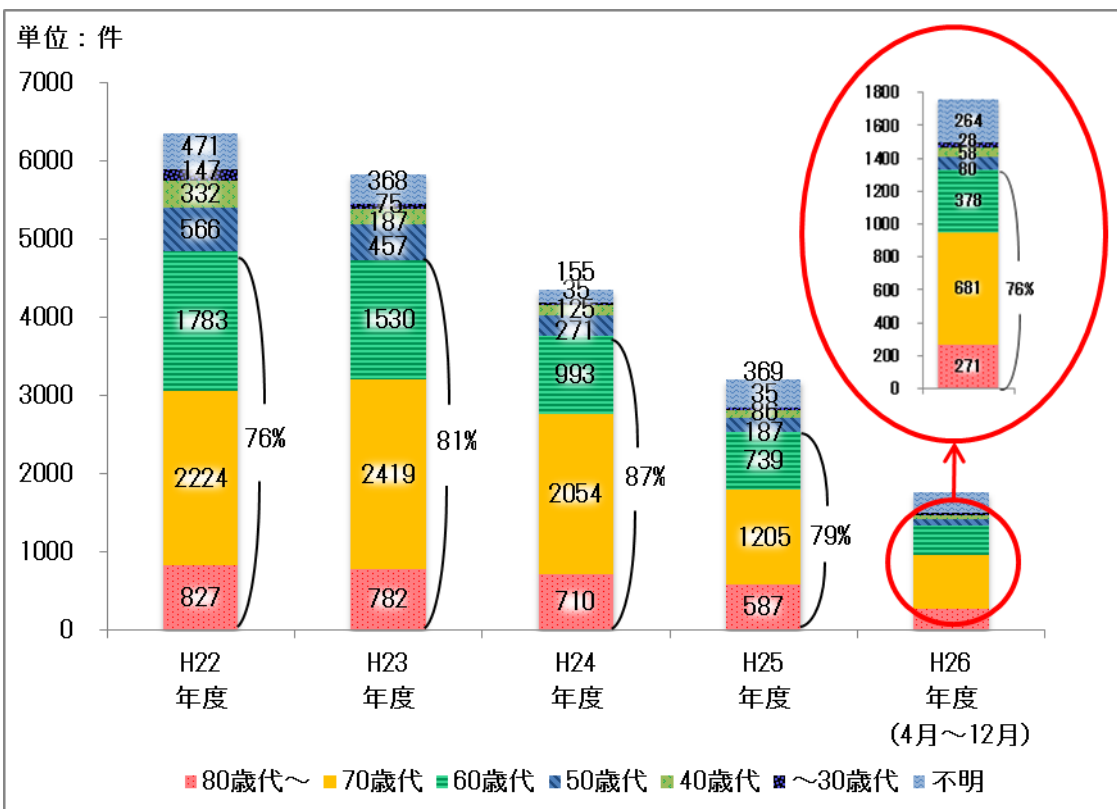
### 4. 勧誘手法（平成22年4月～平成26年12月）



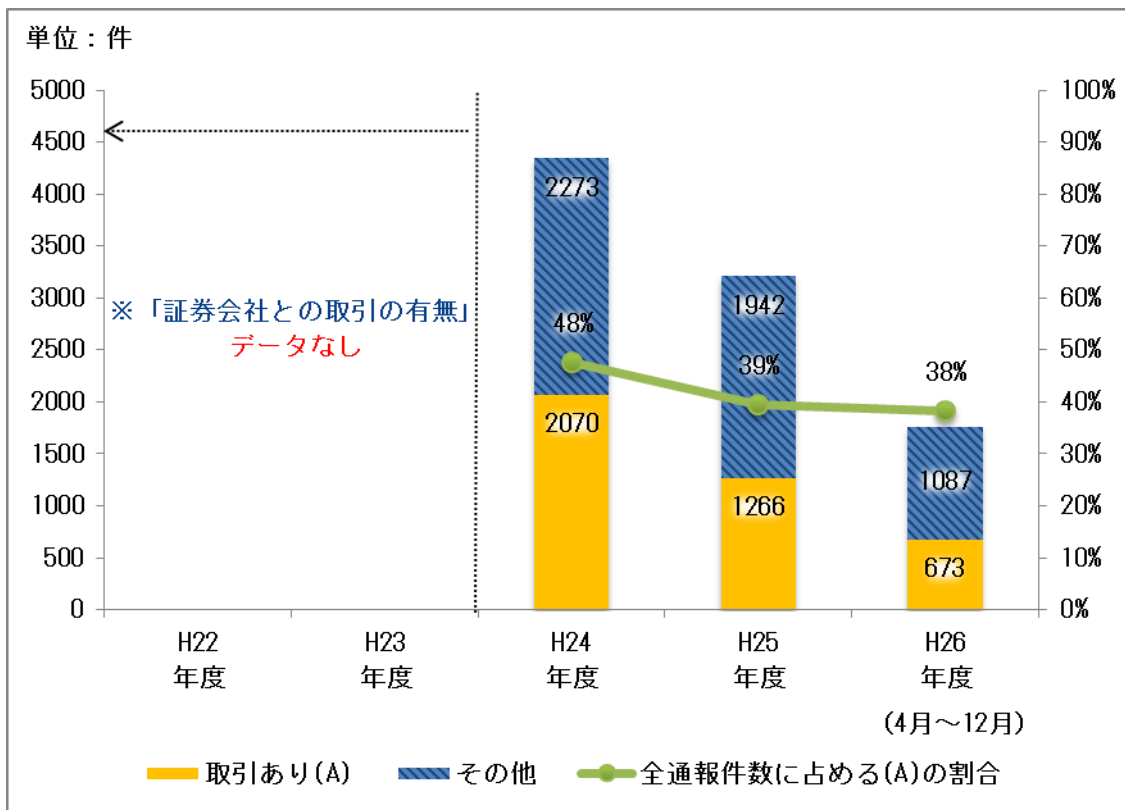
5. 通報件数と募集形態（平成22年4月～平成26年12月）



6. 年齢別通報件数と割合（平成22年4月～平成26年12月）

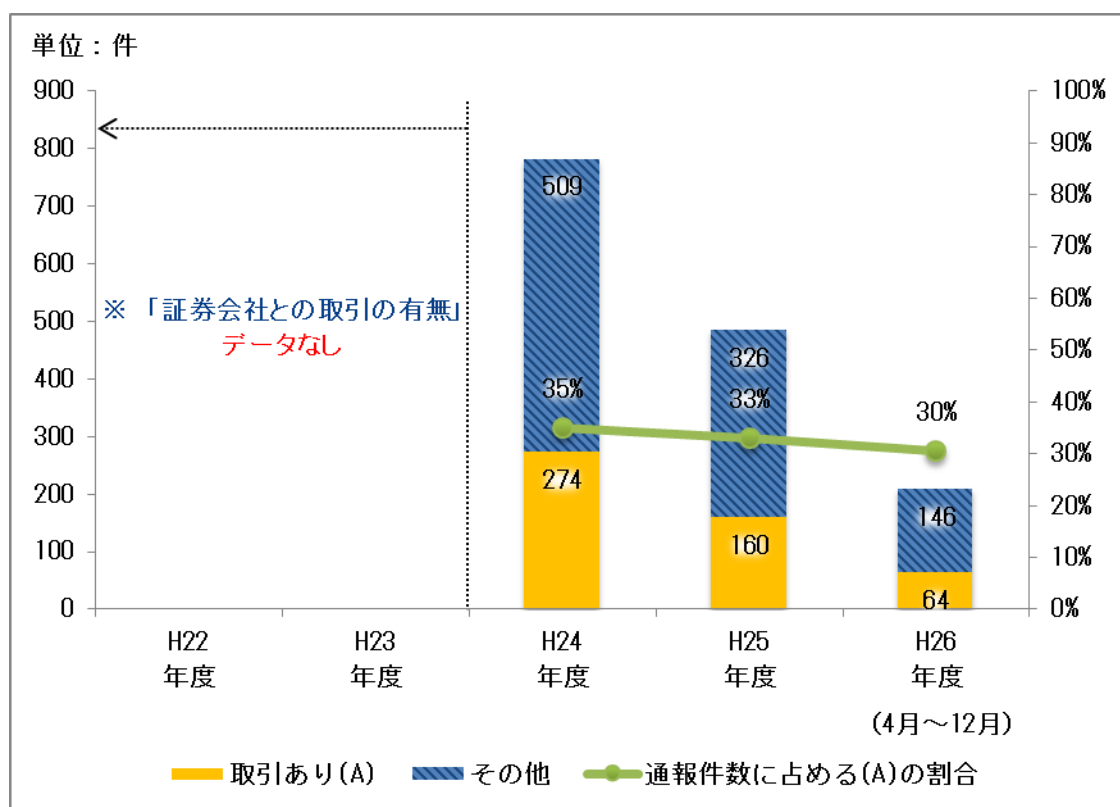


7. 「証券会社と取引のある方」からの通報件数（平成22年4月～平成26年12月）



8. 被害通報件数に占める「証券会社と取引のある方」からの被害通報件数

(平成22年4月～平成26年12月)





9. 都道府県別通報件数（平成23年4月～平成26年12月）

| 通報者の居住地 | 通報件数（件） | 割合（％） | 通報者の居住地 | 通報件数（件） | 割合（％） |
|---------|---------|-------|---------|---------|-------|
| 北海道     | 268     | 1.77  | 滋賀県     | 173     | 1.14  |
| 青森県     | 43      | 0.28  | 京都府     | 287     | 1.90  |
| 岩手県     | 59      | 0.39  | 大阪府     | 1145    | 7.57  |
| 宮城県     | 97      | 0.64  | 兵庫県     | 609     | 4.03  |
| 秋田県     | 24      | 0.16  | 奈良県     | 227     | 1.50  |
| 山形県     | 73      | 0.48  | 和歌山県    | 89      | 0.59  |
| 福島県     | 98      | 0.65  | 鳥取県     | 49      | 0.32  |
| 茨城県     | 319     | 2.11  | 島根県     | 63      | 0.42  |
| 栃木県     | 158     | 1.04  | 岡山県     | 403     | 2.66  |
| 群馬県     | 248     | 1.64  | 広島県     | 601     | 3.97  |
| 埼玉県     | 779     | 5.15  | 山口県     | 347     | 2.29  |
| 千葉県     | 981     | 6.48  | 徳島県     | 62      | 0.41  |
| 東京都     | 1674    | 11.06 | 香川県     | 147     | 0.97  |
| 神奈川県    | 1859    | 12.29 | 愛媛県     | 177     | 1.17  |
| 新潟県     | 289     | 1.91  | 高知県     | 71      | 0.47  |
| 富山県     | 63      | 0.42  | 福岡県     | 319     | 2.11  |
| 石川県     | 149     | 0.98  | 佐賀県     | 27      | 0.18  |
| 福井県     | 52      | 0.34  | 長崎県     | 49      | 0.32  |
| 山梨県     | 90      | 0.59  | 熊本県     | 154     | 1.02  |
| 長野県     | 372     | 2.46  | 大分県     | 64      | 0.42  |
| 岐阜県     | 310     | 2.05  | 宮崎県     | 62      | 0.41  |
| 静岡県     | 539     | 3.56  | 鹿児島県    | 112     | 0.74  |
| 愛知県     | 1135    | 7.50  | 沖縄県     | 25      | 0.17  |
| 三重県     | 187     | 1.24  | 不明      | 1       | 0.01  |

以 上



# 「株や社債をかたった投資詐欺」（仮称）被害防止のための行動計画

平成 27 年 1 月 20 日  
日本証券業協会

本協会は、「株や社債をかたった投資詐欺」（仮称）（以下「投資詐欺」という。）被害の防止を図るため、下記のとおり、「『株や社債をかたった投資詐欺』（仮称）被害防止のための行動計画（3 か年）」を定める。

## 記

### 1. 基本的認識・考え方

- (1) 投資詐欺の被害は、平成 26 年（平成 26 年 1 月から同年 11 月）の警察庁の認知件数 2,701 件、被害総額 261 億円と依然として頻発しており、過去最悪となる見込み。特に、証券会社と取引のある方の被害も多く、証券会社や公的機関の名をかたって勧誘するケースも増えており、高齢者を中心に深刻な社会問題となっている。本協会や国民生活センターへの通報・相談件数は減少しているが、これは、必ずしも投資詐欺行為が減少していることを反映しているとはいえず、多くの被害者や現に勧誘を受けている者が相談窓口を知らない、あるいは接触していないという指摘がある。
- (2) 証券会社は、投資者・消費者にとって身近な立場に立って、証券投資のアドバイス・相談に応じるとともに、投資は正規の証券会社・金

○ 「未公開株等詐欺の未然防止のための行動計画」（平成 24～26 年度、3 か年）が終了することに伴い策定するもの。

○ 別紙「『株や社債をかたった投資詐欺』（仮称）の被害件数及び被害金額等について」参照

融機関を通じて行うものであることを周知するための努力を強化する必要がある。

(3) 投資詐欺被害の防止は、健全な金融資本市場の形成に極めて重要であり、証券業界の社会的な役割を踏まえ、以下の取組みを進める。

## 2. 今後の取組み

### 2-1 警察庁、金融庁、消費者庁等の関係機関との連携強化

「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」等を通じて、警察庁、金融庁、消費者庁、日本弁護士連合会等の関係機関（以下「警察等関係機関」という。）との連携を深め、投資詐欺に関する情報交換・共有を一層推進し、具体的な対応策等の協議を行うとともに、その情報を次の広報啓発活動等に活用する。

### 2-2 広報啓発活動の推進

投資者・消費者に対し、投資詐欺による被害の防止に必要な知識、意識付け及び対処方法等の普及啓発のため、警察等関係機関の協力を得て、次により、広報啓発活動を推進する。

- (1) 「全国主要都市街頭注意キャンペーン」等の機会を通じ、警察等関係機関と一体となった効率的・効果的な広報活動を実施・推進する。
- (2) 投資詐欺の注意喚起について、協会員における活動の支援を行う。

○ 平成 21 年 9 月 15 日設置

○ 平成 22 年 1 月 15 日報告書「未公開株式の投資勧誘による被害防止に向けた具体的な方策について」

### 2－3 投資詐欺の被害防止のための金融経済教育の充実

- (1) 投資詐欺の被害防止には、個人の資産形成・投資に関する知識、金融リテラシーの向上への取組みは必要不可欠である。
- (2) 本協会が実施する10月4日「投資の日」セミナー、講座、ウェブサイト、SNS等について、投資詐欺の被害防止のための知識等を得られるようセミナー内容等の充実を図り、実施する。
- (3) 上記活動のほか、高齢者が目にしやすい媒体への出稿等の働きかけを行う。

### 2－4 「未公開株通報専用コールセンター」の設置、充実

- (1) 投資者・消費者からの照会・相談窓口として、「未公開株通報専用コールセンター(以下「コールセンター」という。)」を設置する。
- (2) コールセンターは、丁寧な事情の徴取、具体的な対処方法の助言に努める。
- (3) コールセンターは、投資詐欺の情報の整理・分析を行うとともに、警察等関係機関及び協会員への積極的な情報提供・交換に努める。

○ 平成22年4月1日設置、継続して業務を実施

## 2－5 各事業年度「株や社債をかたった投資詐欺」（仮称）被害防止に係る広報活動の計画

上記の取組みを実施するため、各事業年度において、投資詐欺の被害状況等を踏まえた「株や社債をかたった投資詐欺」（仮称）被害防止に係る広報活動を計画し、必要な予算措置を講ずる。

以 上

○ 資料５－２「平成 27 年度『株や社債をかたった投資詐欺』（仮称）被害防止に係る広報活動について」参照

## 平成 27 年度「株や社債をかたった投資詐欺」（仮称）被害防止に係る広報活動について

平成 27 年 1 月 20 日  
日 本 証 券 業 協 会

「株や社債をかたった投資詐欺」（仮称）（以下「投資詐欺」という。）による被害の防止に必要な知識、意識付け及び対処方法等の普及啓発のため、平成 27 年 1 月 20 日証券戦略会議・自主規制会議決議「『株や社債をかたった投資詐欺』（仮称）被害防止のための行動計画（3 か年）」に基づき、下記により、平成 27 年度「株や社債をかたった投資詐欺」（仮称）被害防止に係る広報活動を実施する。

### 記

#### 1. 全国主要都市での「街頭注意キャンペーン」の実施

会員、各都道府県警察（以下「警察」という。）、財務局、各都道府県消費者行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR 用ポケットティッシュ等を配布し、投資者・消費者に対して注意を呼びかける。

##### (1) 強化月間

全国の多くの警察で例年 10 月に行われる「全国地域安全運動」と連携し、10 月を強化月間として、効率的・効果的な注意喚起活動を実施する。

##### (2) 実施場所

全国 47 都道府県の主要都市

○ リーフレット、ポスター、はっぴ、のぼり等については、更新・新調予定

## 2. 警察との連携強化による注意喚起活動

警察と連携を強化し、次により、投資者・消費者に対し注意喚起を行う。

### (1) 新聞折込みによるリーフレットの配布

警察の働きかけにより協力が得られる新聞販売店等を通じて、新聞折込みによるリーフレットの配布

### (2) 警察主催イベントでのリーフレットの配布

警察が実施する「音楽隊コンサート」、「安心・安全なまちづくり県民大会」などの主催イベントにおいて、リーフレットの配布

### (3) その他の取組み

警察が実施する「サッカー」リーグ試合会場でのリーフレット配布、DVD放送、「地元ケーブルテレビでのDVD放送」、「民生委員による高齢者宅へのリーフレット配付」等での活用依頼

○ 平成 26 年度実績 3 警察  
⇒ 平成 27 年度 10 警察（目標）

○ 平成 26 年度実績 41 警察  
⇒ 平成 27 年度 47 警察（目標）

○ 平成 26 年度実績 一警察  
⇒ 平成 27 年度 10 警察（目標）

## 3. 本協会における注意喚起活動

### (1) 10 月 4 日「投資の日」セミナー等

本協会が実施する 10 月 4 日「投資の日」セミナー、講座等において、金融リテラシーの向上と合わせて、注意を呼びかける。

### (2) ウェブサイト・SNS・メールマガジン等

本協会のウェブサイト、Facebook、Twitter や新着情報メールマガジン等を通じて、注意を呼びかける。

### (3) その他

上記活動のほか、高齢者が目にしやすい媒体への出稿等の働きかけを行う。

## 4. 協会員における注意喚起活動

協会員において、次により、顧客に対して注意を呼びかける。

- (1) 支店等でのポスターの掲示、リーフレットの備置・配付等
- (2) 本協会ウェブサイト投資詐欺関連ページへのリンク設定
- (3) ウェブサイト・SNS・メールマガジン等による注意喚起文書の配信
- (4) 投資家向けセミナー等での注意喚起
- (5) 本協会では、上記の協会員の取組みに対して、リーフレットの作成、配布等の支援を行う。

- 59 社が実施（平成 26 年 12 月 1 日現在）
- 55 社が実施（平成 26 年 12 月 1 日現在）

## 5. 「未公開株通報専用コールセンター」の設置、情報の分析・提供等

- (1) 投資者・消費者からの照会・相談窓口として、「未公開株通報専用コールセンター（以下「コールセンター」という。）」を設置する。
- (2) コールセンターは、丁寧な事情の徴取、具体的な対処方法の助言に努める。
- (3) コールセンターは、投資詐欺の情報の整理・分析を行うとともに、警察等関係機関及び協会員への積極的な情報提供・交換に努める。

以 上

- 証券会社やその社員をかたった手口、投資詐欺に利用された主な銘柄、証券会社やその関連会社と称する業者等の整理・分析を行い、協会員に情報提供するとともに、本協会ウェブサイトに掲載・周知する。





# 「株や社債をかたった投資詐欺」（仮称）の 被害件数及び被害金額等について

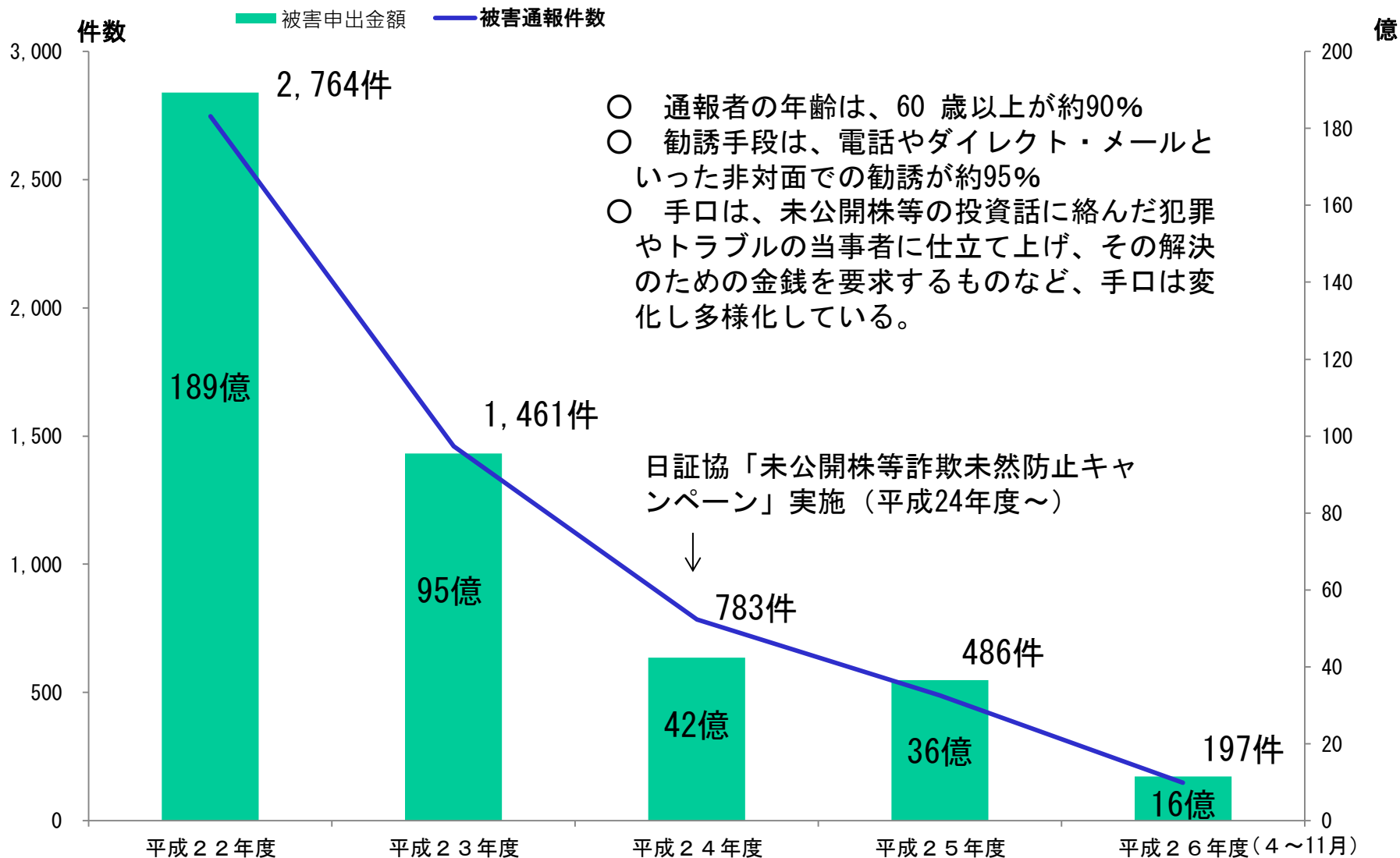
平成27年 1 月20日

日本証券業協会

# I. 「株や社債をかたった投資詐欺」の被害件数及び被害金額等

## 1. 日証協「未公開株通報専用コールセンター」

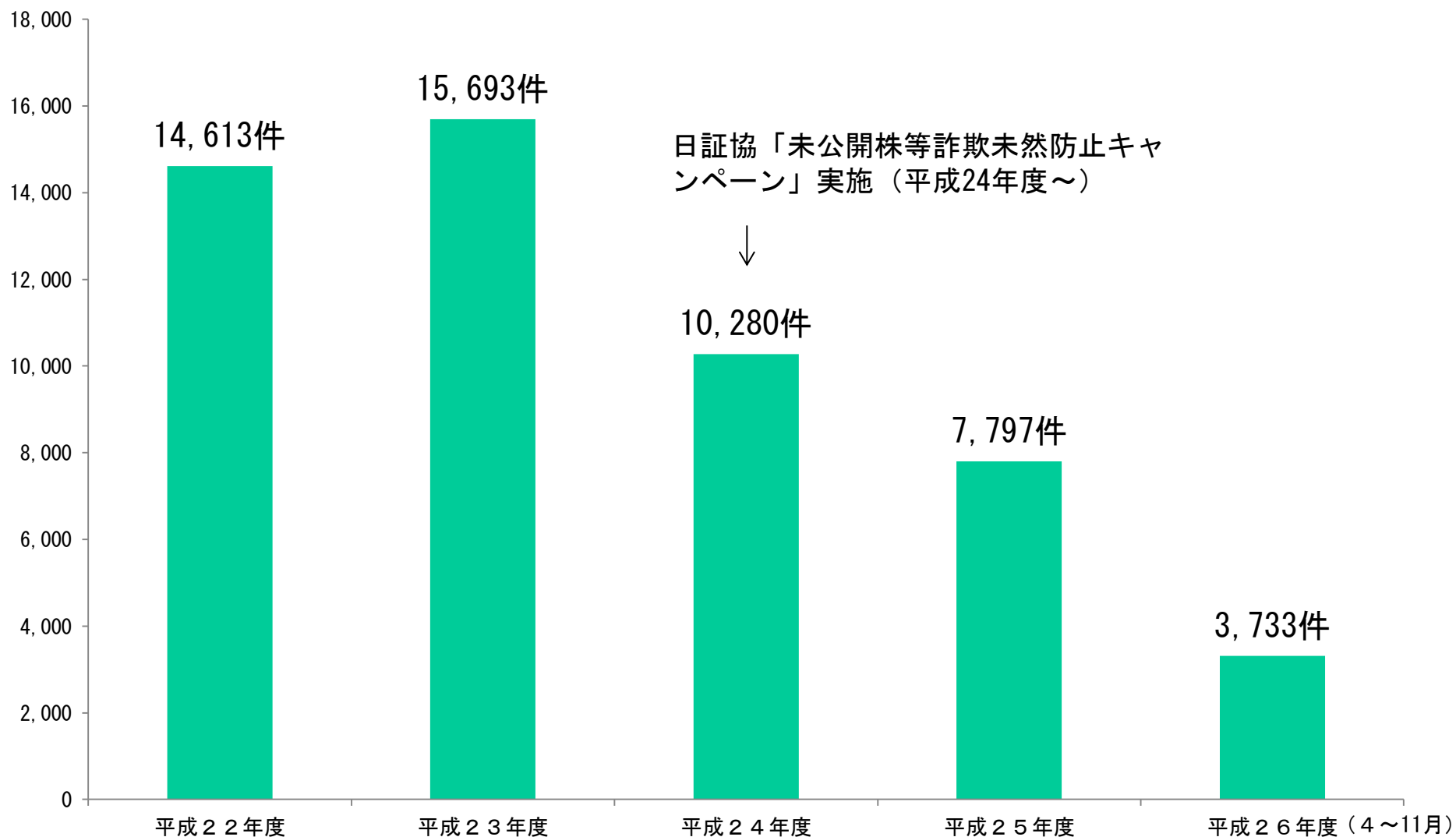
### ○ 被害通報件数、被害申出金額



# I. 「株や社債をかたった投資詐欺」の被害件数及び被害金額等

## 2. 国民生活センター

### ○ 未公開株・怪しい社債に関する相談件数

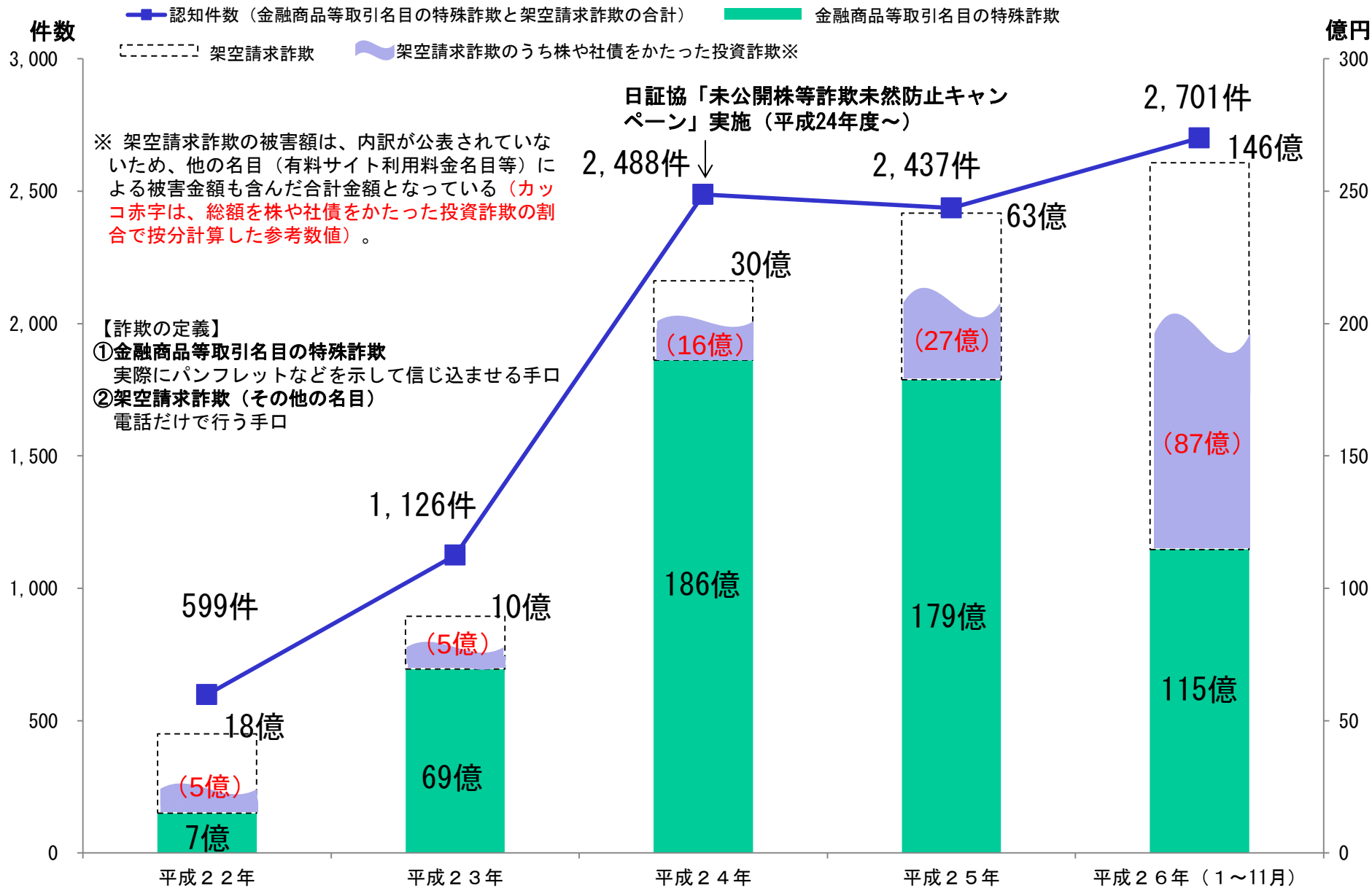


出所）国民生活センター「未公開株・怪しい社債 PIO-NETに寄せられた相談件数の推移」

# 1. 「株や社債をかたった投資詐欺」の被害件数及び被害金額等

## 3. 警察庁

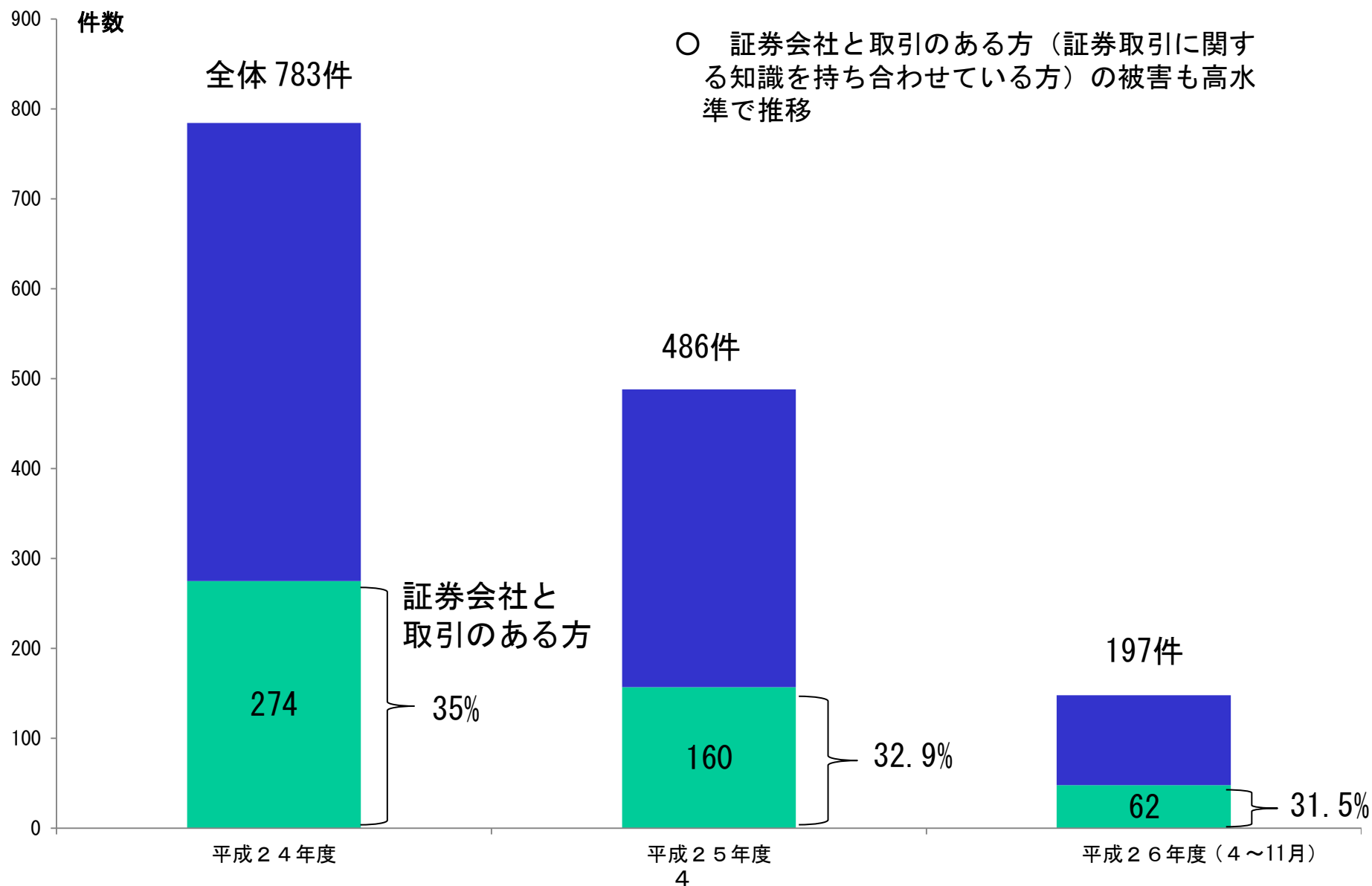
### ○ 金融商品等取引名目の特殊詐欺及び架空請求詐欺に関する認知件数、被害金額



## Ⅱ.被害通報件数及び被害申出金額の内訳

### 1. 日証協「未公開株通報専用コールセンター」

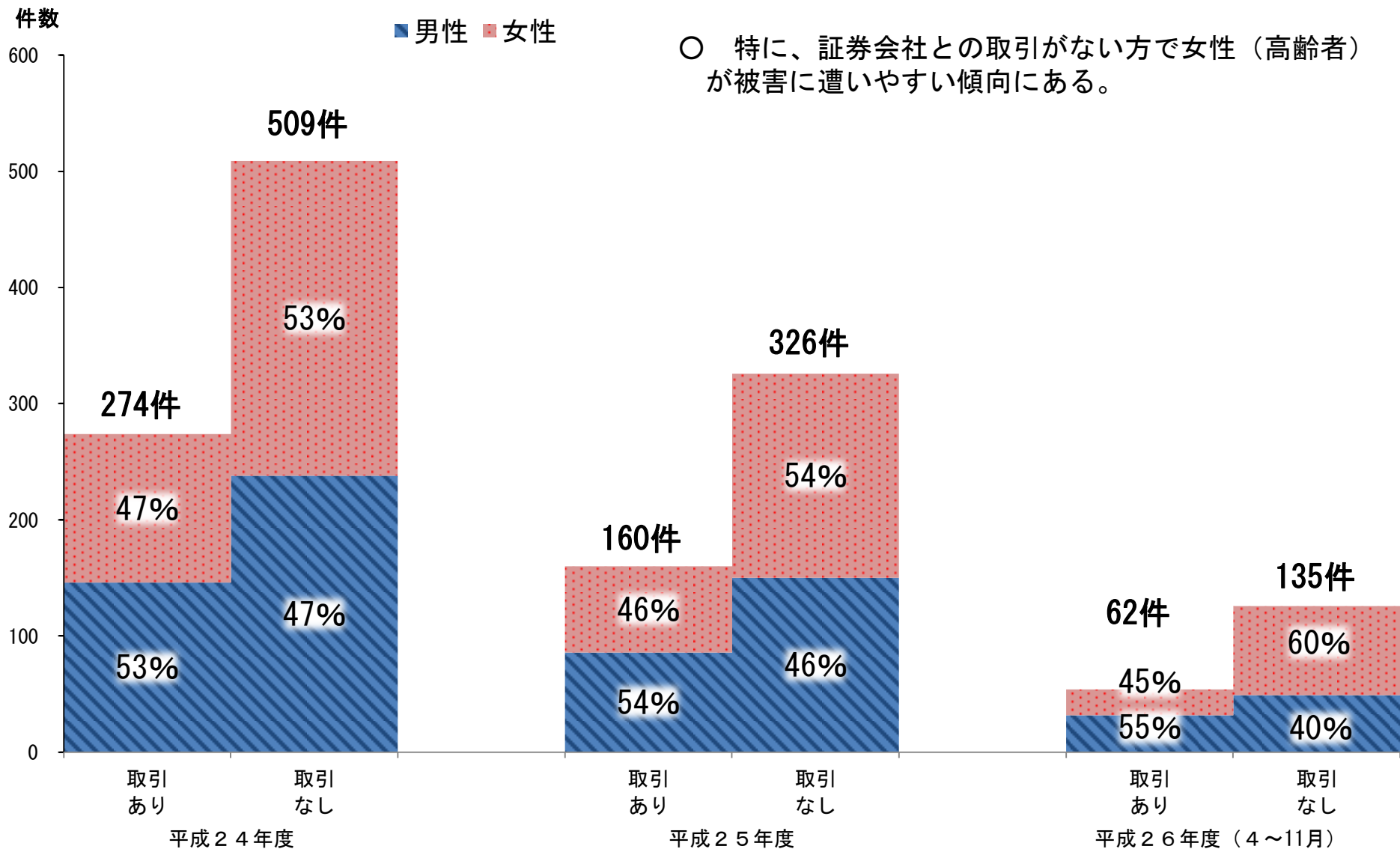
#### (1) 証券会社と取引のある方からの被害通報件数



## Ⅱ.被害通報件数及び被害申出金額の内訳

### 1. 日証協「未公開株通報専用コールセンター」

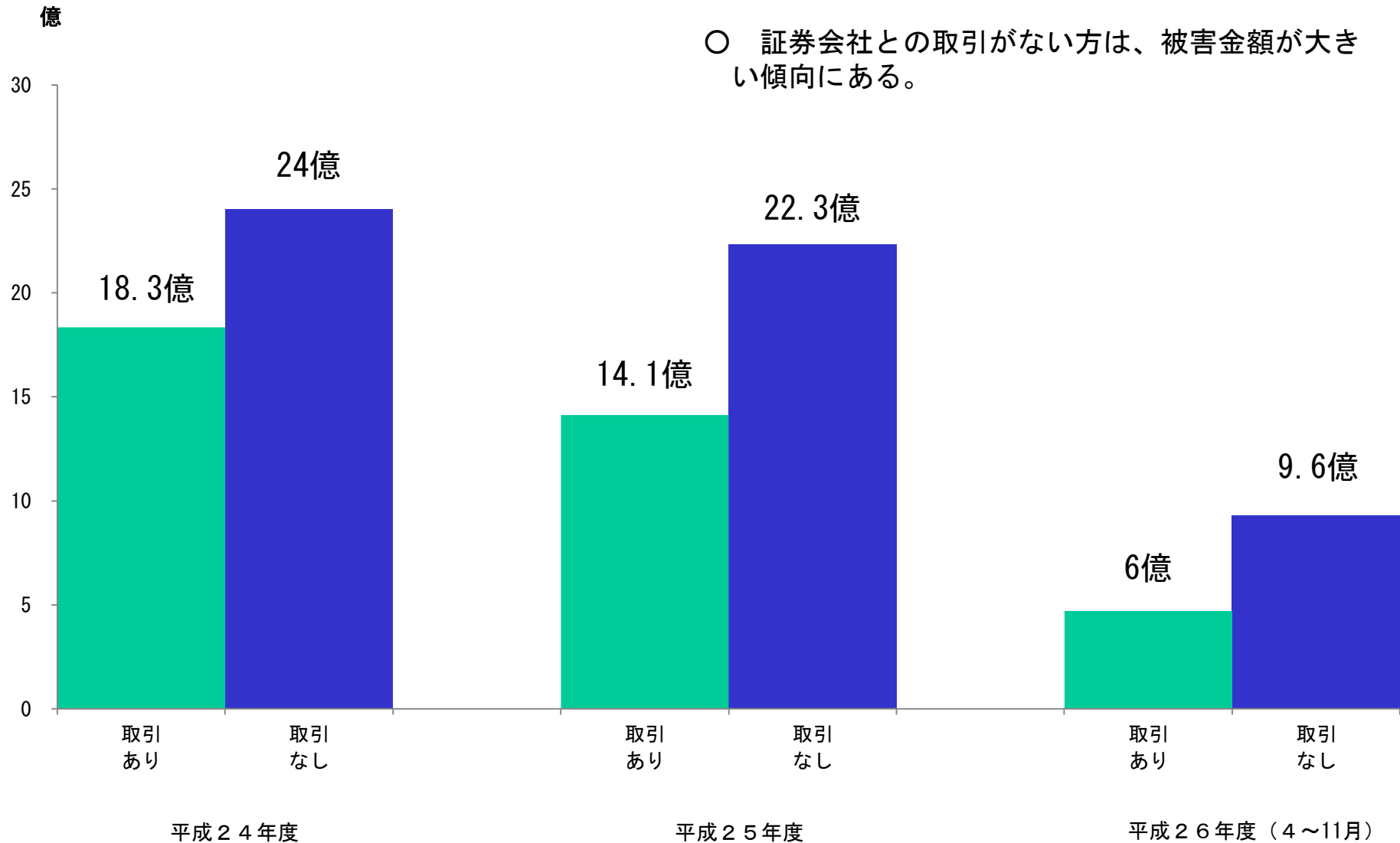
#### (2) 証券会社との取引の有無と被害通報件数（男女別）



## Ⅱ. 被害通報件数及び被害申出金額の内訳

### 1. 日証協「未公開株通報専用コールセンター」

#### (3) 証券会社との取引の有無と被害申出金額





### Ⅲ. 証券会社における投資詐欺の注意喚起の状況（平成26年12月 1 日現在）

#### 1. 日証協ウェブサイト「投資詐欺関連ページ」へのリンク

59社

#### 2. 証券会社がウェブサイトで行う「自社を装った詐欺」等の注意喚起

55社

（例）

- ・ ○○証券を装って、未公開株・社債等を勧誘する金融詐欺が急増しています
- ・ ○○証券の名前を騙った未公開株・社債等の勧誘にご注意ください
- ・ 当社を装った未公開株・社債等の勧誘の金融犯罪にご注意ください
- ・ 金融犯罪に関するお知らせ「当社社員を騙った勧誘にご注意ください」
- ・ ○○証券等を名乗る者・集団による投資勧誘類似行為・請求など、お取引の際にはご注意ください
- ・ 当社を装った未公開株の詐欺的な勧誘行為にご注意ください